

第30回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和4年12月6日（火）午後1時30分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第1号 農地審議 農地法第3条関係
(所有権移転)について
- 議案第2号 農地審議 農地法第5条関係について
- 議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
- 議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理利用権設定
各筆明細について
- 議案第5号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
①令和4年度の農業功績者・農業名人について
②農地利用調整会議の結果について
③農地あっせん事業について
④農地買受け借受け希望について
⑤農地貸付け売渡し希望について
⑥期末旅行について
⑦その他
- 5 その他
①情報提供
②当面の日程について
③その他

6 出席農業委員（11人）

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

7 欠席委員

--	--	--	--

8 議事録署名委員

唐木義秋	松澤良行
------	------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	唐澤茂	渡邊健寛
------	------	-----	------

10 出席事務局職員

事務局長	有賀仁志	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

	開会
唐澤会長代理	本日の出席状況でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員、全員が出席されております。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。 ただ今から第30回農業委員会の総会を開会いたします。
高木会長	会長挨拶
事務局長	会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となっていただき進行願います。
議長	議事録署名委員を指名します。 本総会の議事録署名は、唐木義秋委員と松澤良行委員を指名します。
	1 報告事項
事務局	①農地法第3条の3の規定による届出について報告 4件 32筆
議長	報告事項①、番号4-33から番号4-36まで、相続の届出ということになっております。質問・ご意見等ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	質問等ないようでしたら、報告事項①につきまして、番号4-33から番号4-36までを受理と致します。
事務局	続いて、報告事項②農地法第18条の規定による合意解約通知について、事務局より説明願います。
議長	②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告 8件 24筆
委員一同	報告事項②、合意解約になりますが、自作に戻す、贈与、売買が多くなっています。ご意見等ございますか。
議長	(特になし)
事務局	番号4-21についてですが、耕作者は貸出人の [REDACTED] になるということでしょうか。
議長	借受人の [REDACTED] が、「耕作地が遠い」ということからお返しするということになりました。今後は貸出人の [REDACTED] がご自分で耕作するということになるようです。
事務局	はい。分かりました。他に、ご意見ございますでしょうか。
議長	番号4-26ですが、貸出人の「自作にするため」とありますが、これほどたくさんの土地の耕作が可能なのでしょうか。
有賀晴彦委員	番号4-26については、貸出人の [REDACTED] が昨年、 [REDACTED] という
事務局	

	ことと、[REDACTED]の方で農地を探していたことから [REDACTED]に耕作をしてもらうということになりましたが、[REDACTED] [REDACTED]土地を戻してもらいたいとの意向があつたようです。こちらの土地は、元々は[REDACTED]ご自身で耕作されていた土地ということになっています。
有賀晴彦委員	はい。わかりました。
議長	他に、ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	特にないようでしたら、報告事項②、番号4-20から番号4-27まで、8件24筆の全てを受理といたします。
	報告事項は以上となります。
	2 議事
議長	議案第1号 農地審議 農地法第3条関係・所有権の移転についてを議題と致します
事務局	朗読 上程
	3件 12筆
議長	内容は以上の通りですが、1件ずつ審議をしていきます。番号4-11について、征矢昌博委員からの説明をお願いします。
征矢昌博委員	こちらの譲受人の[REDACTED]は、譲渡人の[REDACTED]になります。 [REDACTED]そちらの方に重点を置かれるということで、[REDACTED]へ土地を生前贈与するというように聞いています。 わかりました。この件について質問・ご意見ございますか。
議長	(特になし)
委員一同	ご意見等なければ、番号4-11について、可としてよろしいでしょうか。
議長	(異議なし)
委員一同	それでは、議案第1号・番号4-11についてを可といたします。
議長	続いて、番号4-12に移ります。この案件については酒井文代委員からの説明をお願いします。
酒井文代委員	はい。こちらの譲渡人の[REDACTED]は、[REDACTED] [REDACTED]相続される方がいらっしゃらない状況です。この家を、譲受人の[REDACTED]が従業員用に借りられないかという話があり、併せてこの案件の農地も[REDACTED]に購入していただき、他の農地とまとめていこうということになりました。この近くの細い形の土地もゆくゆくは[REDACTED]が耕作する予定ですので、特に問題はないかと思います。
議長	はい。ありがとうございました。皆さんからのご意見・ご質問ありますでしょうか。

委員一同 議長	(特になし) [REDACTED]は、大きく農業をやられていますので問題はないかと思われます。ご意見等なければ、本案件、番号4-12についてを可としたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員一同 議長	(異議なし) では、議案第1号・番号4-12について、可といたします。 続いて、番号4-13に移ります。こちらは計画変更同時申請ということで、有賀晴彦委員からの説明をお願いします。
有賀晴彦委員	はい。こちらは譲渡人の[REDACTED]が家を建てるということで転用申請されていたのですが、中々こちらに帰ってくることができないということで家を建てることをやめて、[REDACTED]へ譲渡することになりました。譲受人の[REDACTED]は、この土地に家が建つと日陰になってしまうこともあり、宅地ではなく農地としてこの土地を購入することになっています。農地が増えることにもなりますので、問題はないかと思いますのでよろしくお願いいたします。
議長	はい。ありがとうございました。皆さんからのご意見・ご質問ございますか。
後藤幸子委員 有賀晴彦委員	この土地は、一旦、農地ではなくなったということでしょうか。 家を建てるつもりで農地転用の申請はされていたのですが、実際にはそのままで登記もされていないので、登記上は農地になっていると思います。
議長 事務局	事務局から、その点について、補足、細部説明ありますか。 有賀委員のご認識の通りです。過去に、家を建てるということで転用申請が出され、[REDACTED]が所有権移転登記だけは済ませている状況です。ですが、[REDACTED]が家を建てなくなったということで、新たに別の人気が家を建てるのであれば5条申請と計画変更ということになりますが、今回は[REDACTED]が農地として使用したいという意向ですので、宅地から農地にする計画変更申請と、農地でありますので、農地法第3条の農地売買の申請が同時に提出されている形です。今後、再度家を建てたいなど、農地以外の用途での希望があれば、改めて5条申請や4条申請をしていく必要があります。
議長	そういう手続きが必要ですが、今回はそれが同時に出てきたという説明かと思います。
後藤幸子委員 議長 委員一同 議長	はい。わかりました。 他に、質問・ご意見ございますか。
委員一同 議長	(特になし) 特にないようでしたら、本案件、番号4-13についてを可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議長	(異議なし) では、議案第1号・番号4-13についてを可といたします。

議長	続いて、議案第2号に移ります。農地審議 農地法第5条関係についてを議案といたします。事務局からの説明をお願いします。
事務局	朗読 上程
議長	1件 1筆
北爪秀夫委員	<p>本案件ですが、以前、農振除外の申請があり、許可となったところになります。こちらは、北爪秀夫委員からの説明をお願いします。</p> <p>場所につきましては、大芝の地区道路の南側に接している、西天竜水路から100mほど西に上がった場所になります。譲渡人の [REDACTED] と譲受人の [REDACTED] になります。申請地の東には譲渡人の住宅があり、西側には別の住宅が隣接している、住宅に挟まれた土地となっています。譲受人の [REDACTED] は、現在はアパートで暮らしています、先々子供さんや家族が増えることで手狭になることから住宅を建設したいと、今回の申請に至っています。上下水道とともに公共のものへ接続し、雨水に関しては宅内処理となっています。第1種農地ではありますが、申請地の両側は住宅でもあり、集落接続と考え、近隣農地の耕作に与える影響も少ないと思いますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。</p>
議長 委員一同	はい。ありがとうございました。質問・ご意見等ございますか。 (特になし)
議長	第1種農地ですので、採決をしたいと思います。賛成とされる委員さんは挙手願います。
委員一同	(挙手全員)
議長	全員の賛成をいただきました。議案第2号・1番の案件につきましては、可といたします。
議長	続きまして、議案第3号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法・利用権設定各筆明細についてを議題といたします。
事務局	朗読 上程
	78件 160筆
	本日は、北爪秀夫委員、伊藤良夫委員に関する案件がございますので、お二人に関する審議を先にお願いします。
議長	説明のあった通りですが、番号4-120については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、北爪秀夫委員は審議に参加できませんので、まず番号4-120の審議を行います。議案第3号・番号4-120について、質問・ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	ご意見等ないようでしたら、本案件、議案第3号・番号4-120については可といたします。
委員一同	(異議なし)

議長	続いて、番号4-174、番号4-175、番号4-176ですが、こちらについても、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、伊藤良夫委員は審議に参加できません。先にこの番号4-174から番号4-176の審議を行います。この3件について、質問・ご意見ござりますか。
委員一同 議長	(特になし)
委員一同 議長	ご意見等ないようでしたら、この3件、番号4-174、番号4-175、番号4-176についても可といたします。
酒井文代委員	(異議なし)
議長 酒井文代委員	それでは、これ以外の案件、全体を通して何か質問・ご意見ございますか。番号4-153の案件ですが、少々思うところありますて発言させていただきます。フジ塚の圃場整備で大きくしてあるエリアの田んぼなのですが、[REDACTED]が牧草地として使用してから一度も畦畔の草刈りをされていないようです。この圃場整備では、自分の圃場の周りと上側の50cmを刈るようという草刈りのルールになっていますが、下の圃場の方がいくら上側を刈っても、[REDACTED]の圃場から葛などが伸びて垂れ下がってきてています。聞いたところでは、牧草の場合は畦畔の草刈りはしないようなので、所有者の[REDACTED]の方へ、お会いした機会に草刈りをお願いしたところ、あまり良いお返事はいただけませんでした。このまま牧草でも良いのですが、田んぼの圃場として整備したところを牧草地として使用するのであれば、周囲に迷惑の掛からない程度には畦畔の草刈りをしていかなければ、農地としては問題があると思います。そのための対応を検討いただきたいと思います。
議長 酒井文代委員	全く草刈りがされていない状況でしょうか。
議長 北爪秀夫委員	3年目ぐらいになるかと思いますが、年々、硬い木が増えてしまっている状況です。
議長 事務局	牧草を扱っている委員さんもいらっしゃいますが、どんな様子ですか。私は自分で刈っています。周りに迷惑が掛からないよう、当然草刈りはしなければならないので、本人にそういう話をした方が良いと思います。貸し借りは仕方がないですが、牧草も刈るのですから、それと一緒に周囲に迷惑が掛からない程度には草も刈って欲しいと、許可の条件とするようなことは可能ですか。
議長	公告が終わった後にその写しを所有者と耕作者の方へ送るので、例えば、お願いベースにはなりますが、現場の写真を撮って状況をお伝えし、圃場の草刈りを依頼するような書面を添えるなどは可能かと思います。若しくは担当地区の委員さんから声掛けをお願いするなどが良いのではないかと思います。または、事務局で文書をつくり、農業委員さんに持っていくらう形でも良いかと思いますが、どんな形がよろしいでしょうか。
	その辺りを地元の委員さんと事務局で詰めていただくようお願いします。

理解はしていただけます。

思いますけれど、周囲の迷惑にはならないよう草刈りをすることは当然のことではないかと私も思います。

事務局長
酒井文代委員
議長
委員一同
議長
委員一同
議長
議長
事務局
議長
委員一同
議長
事務局
議長
事務局
議長
委員一同
議長
委員一同
議長
議長

この圃場整備の決まりの中に、誰がどこまでを刈るようにという草刈りの決まりがあるのでしょうか。

こここの水利組合の水利費を集める際に、注意事項として、圃場周りの草を刈ってくださいというものが付いてきます。

当然、地区の水利組合でも把握はされていると思いますが、農業委員会でもその件が話題になったということで、周りの農業者が嫌な思いをしないように、[REDACTED]お伝えできればと思います。他に、ご意見等ございますか。

(特になし)

他にないようですので、先に審議した番号4-120と番号4-174から番号4-176を含め、160筆全てを可としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議案第3号・78件、160筆を全て可といたします。

では、続いて議案第4号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理利用権設定各筆明細についてを議題といたします。

朗読 上程

4件 18筆

はい。全て更新となっております。これまで中間管理で設定していた利用権ということあります。質問・ご意見等ございますか。

(特になし)

契約期間が5年となっているものがありますが、5年でも良いことなのでしょうか。基本10年で動いているものと理解していましたが。

基本は10年になっていますが、申し出があれば5年でも良いということになっています。

特別な理由がない場合でも、5年の設定でも良いということですか。

はい。

わかりました。他に質問等ございますか。

(特になし)

なければ、4件、18筆の全てを可といたしますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、議案第4号・番号4-187から番号4-190まで、18筆全てを可といたします。

続いて、議案第5号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題といたします。

事務局	朗読 上程 1件 1筆 はい。議案第5号・番号4-191、事務局から説明のあった通りです。 からへということです。最近、段々規模を拡大されております。質問等ござりますか。
委員一同	(特になし)
議長	あつせん日が11月15日で、既にあつせんが済んでおります。本案件、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	それでは、議案第5号・番号4-191を可といたします。
	議事は以上となります。
	(14:15 休憩 14:25 再開)
	3 協議事項
事務局	①令和4年度の農業功績者・農業名人の推薦について ・農業功績者の令和4年度の推薦について、先月の総会で候補に挙がった それぞれのプロフィール、推薦理由を示し、推薦者選定協議を依頼。
議長	それぞれ、表彰基準に該当していると感じています。どちらかの方を推薦しなければなりませんが、ご意見ありましたらお願ひいたします。
唐澤喜廣委員	お二人とも、地域の農業振興にご尽力いただいているということが理解できました。どちらの方が相応しい、相応しくないということもおかしな話です。失礼ではありますが、 でもありますので、本年は _{■■■■■} を推薦し、来年に _{■■■■■} に功績者になっていただく、というのではいかがでしょうか。
議長	年功という考え方の良し悪しはともかくとして、お二人の中では _{■■■■■} が良いのではないかというご意見でしたが、その他に、ご意見ありますでしょうか。
後藤幸子委員	唐澤委員のご意見の通り、今年は _{■■■■■} 、来年は _{■■■■■} というようにしていただけたら良いと思います。
議長	委員の皆さん、それでよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
	・協議の結果、 _{■■■■■} を推薦者とすることで了承。 ・農業名人については、本年度は「該当者なし」ということで了承。
事務局	②農地利用調整会議（11月24日）の結果について ・当日の様子を収めた写真や参加者からの意見、アンケート、買受希望・

	借受希望のあった農地のリスト等を示し、所有者や購入者との話し合いなど、今後の利用調整を担当各委員へ依頼。 ・売買希望でリストに掲載されているが、現在、耕作されている方がいる場合の農地について、今後の対応について協議を依頼。
議長	意見交換の中で挙がっていた「契約が残っている農地がリストに掲載されている」という問題ですが、所有者側の立場としては、貸出して耕作して貰ってはいるが、本音は売ってしまいたいということなので、購入希望者がいれば、合意解約した後に売り渡すということになるかと思いますが、皆さんの方へも同じような意見がありましたでしょうか。
伊藤篤委員	私のところで出た意見ですが、大きく農業をやっている方が、途中でその土地を売られてしまうと農業経営自体が成り立たなくなるのでその場合はどうしたら良いのか、という話がありました。一応、利用権の設定期間が残っていれば、所有者と耕作者の間での協議になる、または契約期間が切れた後に売買の話になると回答しましたが、1枚や2枚ならばまだしも、農業を大きくやっておられる方が急に5枚や10枚を取られてしまうと経営が難しくなってしまうことは理解できると思います。
伊藤良夫委員	南原の場合ですが、今は購入できないが、いずれは買いたいとの意向がある方がいました。その土地は現在、利用権を設定している耕作者がいます。その場合はどうしたら良いのか。将来的にはと言ってもいつの時期に購入できるのか、それは分かりません。耕作してみて儲からなければ購入できないでしょうし、所有者としては今すぐ買ってくれなくては困るという方もおられるでしょうし、どちらを優先したら良いのか。
議長	私のところの購入希望の農地も、全て利用権が設定されていますので、所有者と相談していくことは思っています。確かに、先ほど伊藤篤委員から意見があった通り、大きく農業をやっている方がたくさんの土地を取られてしまうと、それは農業経営が立ちいかなくなる。合意解約には応じて貰えず、設定期間が切れるまでは耕作しますという方もおられるでしょう。利用権設定が切れた時点で売るようにするのが良いのしようが、耕作者側としては、設定期間が切れれば更新して継続したいと言ってくるでしょうし、その点が課題として出てきていますね。
事務局長	今までのことを振り返ってみると、土地を売りたいという所有者を優先に考えていたことがあります。実際、役場へ相談に来られる方の希望は「売りたい」というものが多かったのですが、ただ、その土地には利用権がついていて実際に耕作されている方がいる。その情報が入っていないかったという点は、これから課題だと思っています。当然、土地を売りたいという方は、自作は難しく相続も何とかしなければならないで早く手放したいという方もいますし、売りたいけれども買い手がおらず、荒れさせないために耕作者にお願いして利用権設定をされている場合もあるかと思います。土地所有者の希望や意向といった情報をきちんと耕作者へ伝

え、貸借に関する情報についても所有者がしっかりと把握して情報として挙げていただくことが必要ではないかと思います。個々の案件で様々な事情が絡んでくることも多いので、それぞれの状況に応じた対応で農業委員さんも動いていただければと思いますが、事務局としては、その土地に関する情報を吸い上げて、所有者の希望がきちんと借受人に伝わっているのかどうかの確認を取っていかなければ良いかと思っています。

事務局

繰り返しにはなりますが、事務局でも「売りたい」「貸したい」という所有者の意向は聞いていても、その土地を耕作している方々の気持ちというもののへの配慮が足りていなかつたのではないかということを感じています。今回、耕作者の方から、自分が全く知らない間に利用調整会議のリストに上がっていて不愉快な気分になった、という指摘がされました。耕作をしていただいている方々というのは、本当にとても大事な方々で、その経営を妨げるようなことはしてはいけないと感じています。耕作者の立場としては、利用権設定で期間が残っているけれど、合意解約して欲しいと言われれば恐らく断れないと思います。それでは、折角、肥料を撒いて手を掛けた農地を手放さなければならなくなり、先の計画が立てられなくなれば、貴重な農業者の意欲を削ぐことにもなりかねません。ですので、今後、その辺りについてはきちんと対処していきたいと思いました。事務局として、まずは、土地を売りたい貸したいという方が来られた時には、その土地所有者の意向を耕作者の方に伝えていく、ということはしていきたいと思っています。また、それ以外でも委員さんの力を借りなければいけない部分も多いと思います。良い案がありましたら、隨時、事務局へ提案いただき、その都度情報を共有しながら良い方向へ向かって行ければと思っていますので、ご協力をお願いいたします。

有賀晴彦委員

農地リストのカテゴリーをもうひとつ増やし、所有者としては「売りたい」という希望の農地だが、現在は耕作者がいて、期限までは耕作できない、購入できない可能性があるという枠を作れば、多少なりとも理解してもらえる気がしています。

議長

上手くマッチングしない土地の、所有者の意向と購入者や耕作者の意向を上手に調整していくのが、この「利用調整会議」ではありますが、それをやっても中々上手くいかないというジレンマがあります。私の地区でも、売りたいという土地の全部が利用権設定をして耕作者がいるものですから、前もって合意解約できるかを耕作者に聞いてみましたが、大きく手掛けられている方には「期間中は解約できない」と言われてもそれは仕方がないことで、その点は所有者にも理解して貰う必要がありますけれども、良い案はすぐには出てきません。今年、こういった意見が出て、委員会の中で討論が始まられたことは有意義だったと思います。所有者、耕作者、それぞれの気持ちを本当に考えていかなければならないということを、

	今、感じています。今後、課題として残して検討を続けていかなければいけないかなと思います。
事務局長	この点以外でも、今回、意見交換会で出された農業者からのご意見については、事務局側で把握しきれていない部分もあります。農家さんも様々な悩みを抱え考えていただいているということが分かりましたので、是非、それぞれのテーブルで出ていたご意見や改善希望など、委員さんにも記憶が鮮明なうちに、事務局へお話しいただき、振り返りをしていかなければなりません。
議長	土地の売買についてが一番問題になるかとは思いますが、農家の方と顔を合わせるのは農業委員さんが一番多いかと思いますので、これから対応で良い方向が導き出せるよう、ひとつ宜しくお願ひします。利用調整会議自体はいろいろと反省点もありますが、基本的には毎年開催しても良いのではないかと感じています。農業者同士の交流ができたとの意見も出ていますし、このことも非常に大事なことで良かったと思っていますので、順次また検討を重ねていけたら良いかと思います。
事務局	マッチングした農地についてですが、12月中には一度、所有者の方のご意向を確認いただくようお願ひいたします。
議長	所有者の意向、利用権設定をしている耕作者の意向、それを確認いただき、話が纏まるようであれば、相対の手続きに進むのかあっせん事業に移すのか、事務局とも相談いただきて進めるようお願ひいたします。
	③農地あっせん事業について
	2件 5筆
事務局 議長	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん選定調書について説明をする。(会議資料 P18~P23) ・補足説明をする。 ・委員からの質問や意見等なく、特に問題もなさそうなため、可とし、あっせん事業を進めていくこととする。
	④農地買受け借受け希望について (別添資料)
	買受・借受希望 1件
事務局 議長	<ul style="list-style-type: none"> ・希望者について説明する。 ・補足説明をする。
	⑤農地貸付け売渡し希望について (別添資料)
	貸付・売渡希望 2件
	売渡希望 1件
	貸付希望 1件
事務局 議長	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの希望農地について説明する。 ・それぞれ、先日の利用調整会議には掲載のないものになります。次々に

	希望は出てくる訳ですが、委員の皆さんにはできる限りの対応をお願いします。
唐澤喜廣委員	⑥期末旅行について ・旅行会社から提示された旅程、旅費を資料として示し、各自に確認いただく。 ・今回提示の旅程を最終のものとすることで了承。
委員一同	⑦その他 ・特になし
	4 その他
耕地林務係	①情報提供 ・多面的機能支払交付金について、耕地林務係（担当田中）より資料を示し、内容について説明。 遊休農地の解消を進めていくためにも地域での連携が必要になっていきます。地域の中でしっかりと情報共有をしていただく中で活動を進め、遊休農地の解消へと繋げていただきたいと思っております。そのためにも、この事業については有効に活用いただきたいので、各地区組織の役員の皆さんには、改めて活動内容の項目の確認や有効的活用の呼び掛けなどを行っていきたいと考えています。
議長	質問等を受け付けたいと思いますが、前回、ご意見のあった松澤良行委員からお願いします。
松澤良行委員	私の方でお願いしたいと思っていたのは、田畠地区のなかで遊休農地の解消を目的に行った草刈りや耕起作業などの費用について、水保全会の役員の方と話をした時に、まずは所有者の方が費用を負担するのが当然で、所有者が難しい場合には保全会で負担する旨の回答がありました。以前に説明を受けた時には、「遊休農地であれば、耕作を担う方が復旧作業をした場合に草刈りや耕起作業等の費用を水保全の事業から支払う」という趣旨であると思っていましたので、再度の確認をお願いした次第です。今日は、最終的に遊休農地になっている土地について復旧して耕作してくれる方が出た場合には、その水保全の事業からスムーズに支援していただけるという確認が取れれば良いと思っています。
耕地林務係	村の見解としては、そのような場合の活動にはしっかりと補助金を活用して欲しい、取り組みを進めて欲しいという立場ですので、その点を含めて地域との連携を確認したいと思っています。
松澤良行委員	真面目に耕作をしてくれる人の負担がなるべく少なくなるように、各地区的水保全の組織の方へ十分な説明をしていただければと思います。
議長	併せての質問ですが、「農地の草刈りなどをしないで放つておけば、保全会

	で管理して貰える」という変な解釈へ進んでいきかねない危惧もあるのですが、その点はどうお考えでしょうか。
耕地林務係長	やはり原則は、所有者や耕作者に行っていただくものだとは思います。限られた予算・財源の中で動いておりますので、全て保全会に任せておけば良いというような拡大解釈をされずに、どうにもならないような、所有者不明で放ってはおけない遊休農地の解消など、有効な利用をお願いしたいと思います。行政としても、農業委員の皆さんとタッグを組みながらバックアップさせていただき、少しでも改善するような方向へ進めていきたいと考えています。保全会の皆さんへも、地域内、各地域での温度差があるところは足並みを揃えられるように、周知を含めて良い方向へ進むように尽力していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
有賀晴彦委員	神子柴や大泉では「資源向上活動」まで取り組んでいますが、沢尻では「農地維持活動」のみを行っていて、バックホーなどの重機は使ってはいけない、使っても補助金は出せないと言われていますが、どうなのでしょうか。その点は、私も前回の場で質問させていただきましたが、大々的な工事は当然駄目だが、伐根程度の工事については目を瞑りましょうという回答でしたので、それを信じて利用したらどうかと思っています。「資源向上活動」の方に入り込まない程度の活動については、農業委員としても、そんな支援があるということを、有効に農地利用していただける耕作者に対して示したい、自信を持って言える体制を作っていただきたいということをお願いしたいです。
松澤良行委員	どこまでが補助の対象になり、どこからが対象ではないのかという部分は、事務局へも相談するという形でも良いかと思います。自分たちだけで話をしていても分からない部分もありますので、村の担当からきちんとした回答を得ることも大切かと感じます。
議長	・水田活用の直接支払交付金について 10月14日付の日本農業新聞掲載の記事、及び資料を提示し、情報共有を依頼。
事務局	この記事にある「水張り1ヶ月」という部分も決まったことではないようです。水田フル活用に向けた支援が、令和8年度までの5年間で一度も水張りをしていない農地は対象にならないということで、その対象作物がどこまで含まれるのか。
議長	対象作物は「水田フル活用に向けた支援」の資料にある作物が全て含まれますが、政府が新しく打ち出した「畑地化支援」がどのようになってくるのか見えていない部分があり、情報については精査が必要です。そういう現状をご承知置きいただき、情報共有という形に留めていただき、新しく入ってきた情報については、都度、提供をさせていただきたいと思っていますので宜しくお願ひいたします。
事務局長	

唐木義秋委員 議長	<p>「水田活用の直接支払交付金」の助成対象作物にWCSと米粉がありますが、その活用方法を研究できないでしょうか、と思っています。酪農家やJA担当者に相談したところ、WCSは牛が食べず、米粉は需要がないと言われましたが、農業は補助金がなければ成り立たないという中で、高い補助金が設定されている作物への転換を促す道づくりも必要ではないかと感じています。WCSや米粉であれば水張りが必要なので、水張りの問題もクリアできますし、転換作物の選択肢は多い方が良いので、その道付けを農業委員会でできないでしょうか、ということです。すぐには無理かもしれません、研究をスタートさせられないでしょうか、というお願いです。何とか次の世代に繋げられる、農地を大事にできる方法のひとつとなればありがたいので、各方面の協力を仰ぎながら何とか実現できるようにお願いしたいと、そんなように思っています。</p> <p>貴重な意見をいただきましたが、JAや関係機関との折衝もありますし、農業委員会としてこういう要望がありますよと挙げていけば良いのかなと感じています。米を作るなという背景の中で、稻作を今の生産量を超えることのないようにと言いながら、また水張りをするようにという矛盾があります。一所懸命にやっても、唐木委員の言うように補助金がなければ成り立たないという寂しい話だと従来から感じていますが、上からは上手く返事が返ってこないところもあり、今後考えていかなければならないと思っています。</p>
事務局 議長	<p>②当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の日程について説明する。 ・補足説明をする。 ・委員それぞれで担当する部分について予定を確認いただくよう案内。 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年の手帳を各委員へ配布。活用を依頼。
議長	以上で議長の職を解かせていただきます。
閉会	
唐澤会長代理	以上を持ちまして、第30回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。 (午後4時20分 終了)

以上、第30回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和4年12月15日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員

前木繁雄

松澤良行

唐木義秋